

国 都 計 第 6 4 号
国 都 市 第 5 8 号
国 道 利 第 7 号
国 住 街 第 6 8 号
平成 2 6 年 6 月 3 0 日

各地方整備局長 宛
北海道開発局長 宛
内閣府沖縄総合事務局長 宛

国 土 交 通 省 都 市 局 長
 道 路 局 長
 住 宅 局 長

立体道路制度の運用について

今般、道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）は、本年6月4日に公布され、その一部が本年6月30日から施行された。

この改正により、これまで新設や改築時に限定されていた立体道路制度について、維持管理更新負担の軽減や地域活性化等の観点から、既存の道路においても適用できることとされたところである。

今後、その運用に当たっては、下記の点に十分留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、「道路法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成元年12月20日付け建設省道政発第82号建設事務次官通知及び同日付け建設省都計発第117号、都再発第103号、道政発第84号、住街発第154号建設省都市局長、道路局長、住宅局長通知）は廃止する。

第1 立体道路制度について

立体道路制度は、良好な市街地環境を維持しつつ適正かつ合理的な土地利用を促進するため、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの（以下「立体的区域」という。）とすることに併せて、都市計画法（昭和43年法律第100号）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき、良好な市街地環境の形成を図るため、地区計画又は都市再生特別地区（特定都市再生緊急整備地域内に限る。以下同じ。）に関する都市計画に、道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域（以下「重複利用区域」という。）及び当該区域内における建築物等の建築又は建設の限界を定めるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき道路内建築制限の合理化を図ること等により、道路の上下の空間に建築物等を建築又は建設できるようにすることとした制度である。

立体道路制度は、道路の上空等の利用による市街地環境への影響にも鑑み、自動車のみの交通の用に供する道路及び自動車の沿道への出入りができない高架その他の構造の道路を対象とするものであるが、特定都市再生緊急整備地域内においては、都市の国際競争力の強化を図る観点から、良好な市街地環境を確保することを前提として、都市再生特別地区により、これらの道路に限らず、すべての道路が立体道路制度の対象となるものである。

第2 道路の適正な上下空間活用について

立体道路制度の適用に当たり、道路管理者は、道路構造の保全や維持修繕・更新への確実な対応、交通の危険防止等を勘案し、立体的区域の決定、必要と認められる場合の道路保全立体区域の指定及び道路一体建物を建築する場合の道路一体建物に関する協定の締結等を適切に行うこと。

第3 適正かつ合理的な土地利用の推進について

立体道路制度の適用に当たっては、地区計画又は都市再生特別地区に関する都市計画において重複利用区域及び当該区域内における建築物等の建築又は建設の限界を定めるとともに、周辺の土地利用の動向、公共施設の整備状況等を勘案し、当該区域の特性に応じて必要な事項を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用の推進及び良好な市街地環境の確保に努めることが望ましい。

第4 市街地再開発事業における立体道路制度の活用について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）において、市街地再開発事業について施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定める場合の特例措置が講じられているので、必要に応じて市街地再開発事業において立体道路制度を活用することにより、道路と施設建築物を一体的に整備し、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用の促進を図ることが望ましい。

第5 道路内建築制限の合理化等について

立体道路制度により、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち重複利用区域として定められている区域に限る。）内の自動車のみの交通の用に供する道路若しくは建築基準法第43条第1項第2号に規定する特定高架道路等又は都市再生特別地区の区域のうち重複利用区域として定められている区域内の道路の上空又は路面下においては、地区計画又は都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第145条第1項に定める基準に適合する建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものが建築できることから、当該認定は、具体の建築計画の内容、周辺市街地の状況等を総合的に判断して、良好な市街地環境を確保しつつ適正かつ合理的な土地利用が促進されるよう適切な運用を図ることが望ましい。